

3 収支等の状況

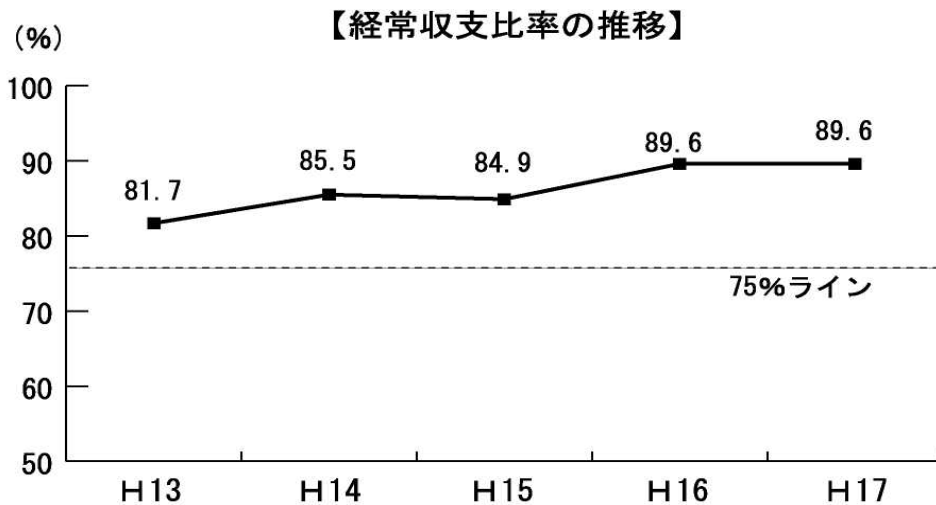
本市における収支状況については、実質収支を見ると黒字となっています。しかしながら、その内容は決して楽観視できるものではありません。

実質収支から前年度の繰越金を除く単年度収支から、実質的な黒字要素や赤字要素を除いたその年度の収支を示す実質単年度収支は、平成14年度以降赤字となっています。

単年度収支には、市の貯金にあたる財政調整基金の取り崩し（歳入）や財政調整基金への積み立て（歳出）などが含まれています。これらの要素を差し引いた場合、収支がマイナスとなっているのが現状であり、必ずしも健全な財政を維持しているとは言えません。

また、地方公共団体におけるの財政の弾力性を示す経常収支比率は、75%程度の水準が妥当であると考えられていますが、本市ではその指数が約85%程度となっており、財政の硬直化が問題となっています。

これまでも述べたように、歳入財源（一般財源）の確保がますます厳しくなる中、義務的経費をはじめ、歳出の抑制を行わなければ、収支の均衡を保つことも難しくなります。さらに、この悪化傾向が続けば、財政再建準用団体に転落することも危惧されるのが現状です。



※経常収支比率の75%は、市町村でこの比率を上回らないことが望ましいとされているライン。

実質収支

その年度の歳入歳出の差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた決算額を言います。

実質単年度収支

単年度収支に、当該年度において積み立てた財政調整基金及び地方債の繰上償還金を加え、これから当該年度において取り崩した財政調整基金の額を差し引いて算出します。

地方公共団体

地方公共団体とは一定の地域を基礎とし、一般的には県庁や市役所のことを言います。

経常収支比率

税収入や地方交付税などの経常的に収入される用途に制限のない収入（経常一般財源）が、人件費や生活保護費などの扶助費、地方債借入金の元利償還金など毎年必ず支出する経費（経常経費）にどれだけ使われるかを示したもので、一般的には都市で75%程度が妥当と言われていません。

財政再建準用団体

地方財政再建促進特別措置法の規定を準用して国の指導で財政を再建する地方公共団体を言います。

4 財政調整基金残高及び地方債現在高

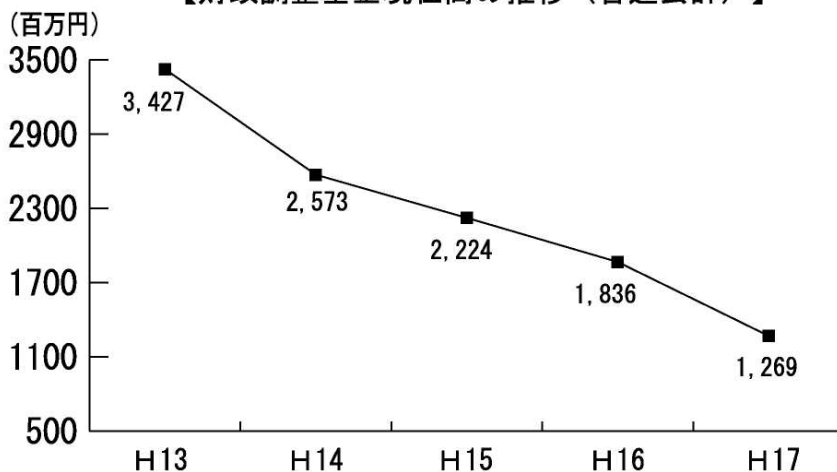
本市における財政調整基金の残高は、年々減少傾向にあります。
 財政調整基金には、前年度の実質収支の2分の1を下回らない額と標準財政規模の1%を積み立てることになっております。

しかしながら、その積立額を上回って財政調整基金の取り崩しを行い、財源の確保を行っているのが現状であります。

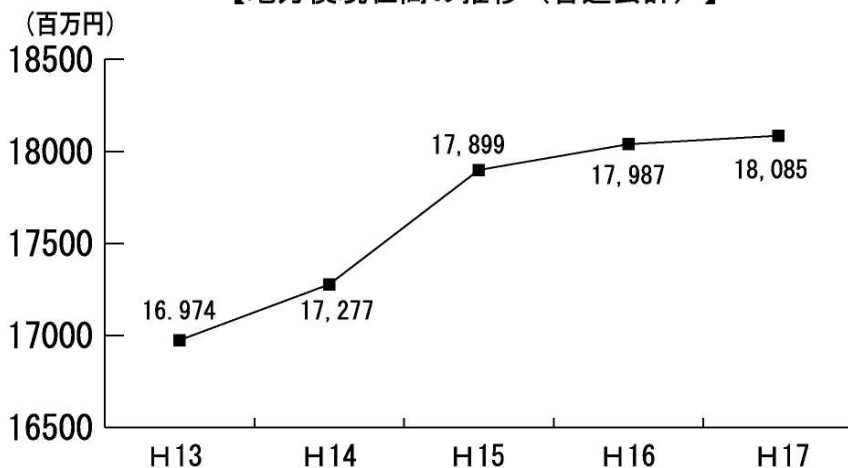
また、地方債現在高は、平成16年度末で約180億円となっており、公債費は平成20年度頃まで増加傾向にあります。地方債の発行は、将来にわたり公債費として財政を圧迫しますので、地方債の発行については、中長期的な観点からより厳しい限度を設定し、地方債発行額を抑制していかなければなりません。

これまでどおりの財政調整基金の運用を行った場合には、平成21年度には基金残高が枯渇することが見込まれます。

【財政調整基金現在高の推移（普通会計）】



【地方債現在高の推移（普通会計）】



財政調整基金

予測できない収入の減や支出の増加に備え、また年度間の財源の不均衡を調整するために、積み立てる基金を言います。(基金は市の貯金にあたるものです。)

標準財政規模

地方公共団体が標準的な行政活動を行うために必要な経常的一般財源(市税・普通交付税・地方譲与税等)の規模を示すものを言います。(本市では、平成16年度で7,902,975千円)

地方債現在高

市が借入れてきた地方債(借金)の残高を言います。

公債費

市の借金である地方債の返済に要する経費であり、具体的には元金と利子を言います。

公債費の増加は、将来の財政運営を圧迫するため、公債費の比率が高いところは、起債を許可しないとか制限を加えるなどの方法がとられます。